

「西部ろうあ仲間サロン会」と交流学習

榎の実学習会（小学生）の人権学習の一環として、昨年に続き障がいのある人と交流することで障がい者の気持ちや思いを知り、自分たちに何ができるかなど、さまざまな人権を考えるきっかけになればと、7月18日と8月29日に、「西部ろうあ仲間サロン会」の和田さんと三輪さん、根雨在住の藤原さん夫妻を招き、お話を聞きました。

和田さんの手話通訳と進行で、自己紹介やあいさつ、動物、食べ物などの手話を教わると、藤原さん夫妻は、子どもたちからの「どうして耳が不自由になったのですか」「日常生活について」などの質問に丁寧に答えていました。

また、「町内に住んでいるので、出会った時は肩を「トントン」と叩いて声をかけて下さい」と



藤原さん（中央）の手話を真剣なまなざしで見つめる藤原さん。続けて、交流学習の日をととても楽しみにしていたことや、子どもたちが一生懸命に手話を覚えようとしている姿をみてとてもうれしかったと笑顔で交流会を振り返っていました。

【児童の感想より】

「私は初めて手話をしました。藤原さんのように声でお話ができない人に初めて会いました。最初に会ったときは話せるかと思ったけど、本当に手話を使って話せてびっくりしました。そして、自分の名前の手話を、和田さんから教えてもらってみんなに発表できてうれしかったです」

「自分の名前を前に習った時は完ぺきだったけど、時間が経つにつれ忘れていました。でも改めて教えてもらって勉強になりました。昨年交流した目の不自由な田淵さんも藤原さんご夫妻も同じように高熱で目（視覚）や耳（聴覚）を失われたそうです。昔は苦しくつらいことが多かったそうです。目が見えないのも、耳が聞こえないのも大変だと思いました。きちんと手話を覚えようと思いました」

今回は、2日間で合計2時間の交流でしたが、このような学習は継続して行うことに意義があると思います。子どもだけではなくさまざまな場面で交流の機会を広げていきたいと思いました。

・・・・・・11月の行事予定・・・・・・

◆第40回日野町解放文化祭

日時：11月5日（日）午前9時開会 / 場所：下榎隣保館・集会所

※展示のみ11月4日（土）午前9時～

※内容など詳しくは、10月20日発送のチラシをご覧ください。

◆ぽかぽか教室（筋力向上）

日時：11月22日（水）午後1時30分～午後3時 / 場所：老人憩の家

◆百歳体操

日時：11月9日（木）、16日（木）、30日（木） / 場所：老人憩の家

◆日野高校教職員現地研修

日時：11月29日（水） / 場所：下榎集会所

◆料理教室 日程等調整中です。お楽しみに！

※参加申し込みなど詳しくは、下榎隣保館までお問い合わせください。
皆さんの参加をお待ちしています！

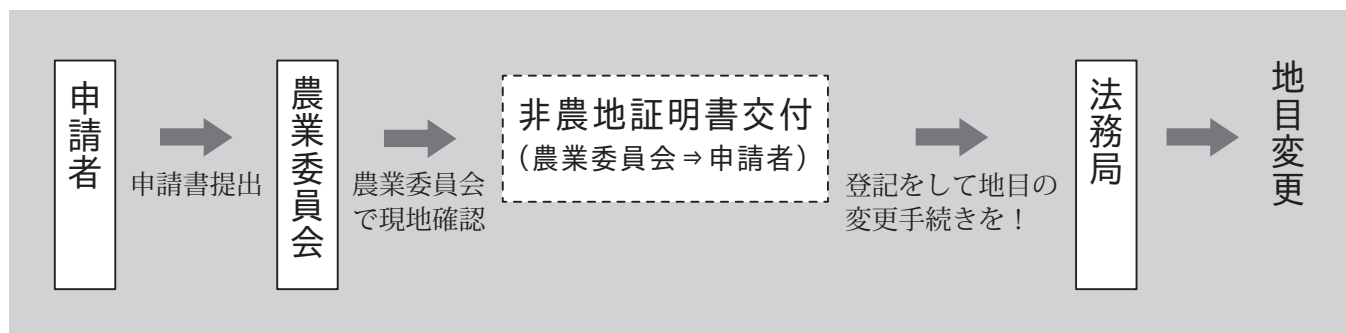
《交流促進事業》
「高齢者誕生月プレゼントづくり」交流
9月9日、下榎集会所で、9月生まれの71歳以上の人だけで暮らしているお年寄りへのプレゼントづくりとプレゼント配りを行いました。今月のプレゼントは、フラワーアレンジメント（生田清子さんの指導）とパンダのカードです。当日は、さわやかな晴天で、田畑の作業に出かける人や一休みしている人などさまざまな人が、皆さんプレゼントをととても喜んでくれました。来年も元気な姿に出会えることを願って訪問を終えました。

農業委員会だより No.65

非農地証明について

おおむね 20 年以上前から農地として使用されていない、今後も農地として使用することができない場合は、農業委員会で非農地証明を発行することができます。

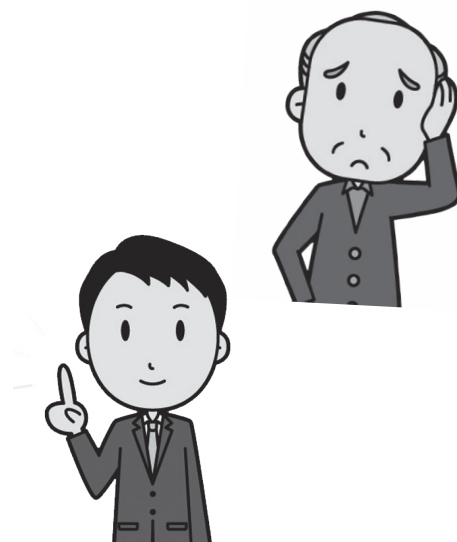
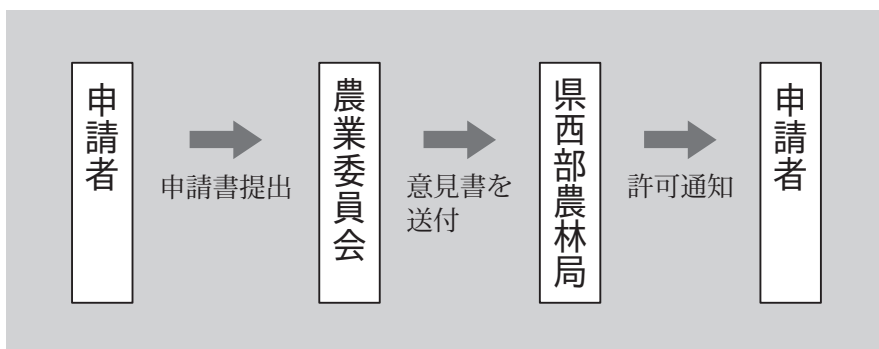
なお、発行された非農地証明に基づき、法務局で地目変更登記の手続きをしてください。非農地証明を発行しただけでは地目は変更されません。法務局で登記後に地目が変更されますので、ご注意ください。



農地転用について

Q：自己所有の農地を宅地に変えて家を建てたい。手続きはどのようにすればよいでしょうか？

A：農地法第 4 条の手続きが必要です。申請書を農業委員会に提出し、許可を得てください。



ご存じですか？ 農業者年金

農業者年金は、農業に従事する人の老後をサポートする年金です。

＜農業者年金の特長＞

1. 農業に従事している人で下記の要件を満たす農業者なら誰でも加入できます。

20 歳以上 60 歳未満の人で、国民年金第 1 号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間 60 日以上農業に従事している人なら誰でも加入できます。配偶者や後継者などの家族農業従事者でも加入できます。

2. 「積立式」の年金制度です。さらに、保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決めることができます（月額 2 万～6 万 7 千円の間で千円単位）。経営の状況や老後設計に応じ、いつでも見直しができ、加入も脱退も自由です。

3. 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。
- ・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます（65 歳以上の人は公的年金等の合計額が 120 万円までの場合は、全額控除できます）。

【問合せ先】 町農業委員会（電話 72-2103）または JA 日野支所 組合員課（電話 72-0305）